

## 第11章 その他届出

返還猶予期間中、修学生や連帯保証人に以下の事由が生じた場合には、届出を行う必要があります。

### 1. 届出が必要な事由

#### (1) 届出の事由・提出書類

届出の事由	提出書類
1. 修学生または連帯保証人の住所・氏名等に変更があった	住所・氏名等変更届 住民票
2. 連帯保証人の変更を行う必要がある	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書 新たな連帯保証人の住民票、印鑑登録証明書
3. 従事先を変更した（法人内異動含む）	従事先変更届兼指定施設証明書 人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該事実を証明する書類 <sup>※17</sup>
4. 従事を辞めた <sup>※18</sup>	業務廃止届
5. 修学生が死亡した <sup>※19</sup>	死亡届 死亡の事実を証明する書類
6. 振込口座を変更した	振込口座届

※17 状況によって、返還猶予手続きが必要となります。

※18 状況によって、返還手続きまたは求職活動状況の証明等が必要となります。

※19 状況によって、返還または返還免除手続きが必要となります。

#### (2) 届出に伴う各種手続き

上記のとおり、届出事由により返還、返還猶予、返還免除の手続きが必要な場合がありますので、ご注意ください。なお、在学中は養成施設を通じてお手続きください。

### 2. 届出の指導

(1) 在学中、届出が必要な事由が発生した場合、速やかに所定の届出等を提出するようご指導ください。

(2) 届出の受理をもって手続きの完了とします。